

北本市キャッシュレス型消費活性化事業における 運営事業者の募集について

次のとおりに、北本市キャッシュレス型消費活性化事業における運営事業者を募集します。
詳細につきましては、添付しました仕様書のご確認をお願い申し上げます。

募集期間：令和4年7月7日（木）～7月13日（水）

提出書類：見積書、事業計画書類及び委任状を下記宛てにメールまたはFAXにてお送り下さい。

※なお、提出締切日後、検討した上、注文先を決定いたします。

注文先にのみ、ご連絡を差し上げますことをご了承ください。

提出先・問い合わせ先：北本市商工会 担当：正田
TEL:048-591-4461 FAX:048-591-4043
メール：info@kitamoto-sci.jp

北本市キャッシュレス型消費活性化事業業務 仕様書

1 業務の名称

北本市キャッシュレス型消費活性化事業

2 業務目的

北本市商工会（以下、「発注者」という。）が実施主体として、北本市内（以下、「市内」という。）店舗で、キャッシュレス決済サービスを利用した者に対して、決済額の一部をポイントで還元する事業を実施することにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内消費を積極的に喚起して地域活性化を図るとともに、非接触型の決済による「新しい生活様式」に対応したキャッシュレス化のより一層の促進を図ることを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

4 提案限度額

99,726,000円（消費者還元原資、事務費、消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

ただし、消費者還元原資は、90,000,000円を上限とし、事務費及びその他経費については、9,726,000円を上限とする。

※受託者が本業務を執行するにあたり必要となる一切の費用を含み、市は契約金額以外の費用を負担しない。

5 業務の概要

市内の対象店舗において、受託者（共同事業体においては各構成員、以下同じ）が運営する、スマートフォンを利用したQRコード決済等（以下「キャッシュレス決済」という）のサービスを利用した消費者に対するポイントの付与、消費者への周知および支援等、市内対象店舗への周知および支援等、対象店舗向け案内書類および消費者向け広報物等の作成、市内対象店舗および消費者からの問い合わせへの対応、事業実施結果の分析・評価およびその他付随する業務を行う。

（1）事業実施期間

令和4年10月1日から令和4年10月31日までとする。

（2）対象店舗

本事業の対象となる店舗は、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者又は小規模事業者であり、かつ市内に店舗がある飲食・小売・サービス事業者（金券・鉄道・病

院等は除く)とする。また、事業開始時点において、上記条件を満たす対象店舗数を360店以上とし、参加店舗数の拡大に努めること。

(3) ポイント還元率および上限額

ポイント還元率は決済額の30%、決済1回当たりのポイント付与上限は3千円相当、1か月当たりの付与上限額は1人1万円相当とする。

(4) 合同実施の提案

1社がキャッシュレス決済事業者を複数取りまとめて実施する事業の提案を可能とする。ただし、そのキャッシュレス決済事業者の上限は3者までとし、業務目的が十分に達成されるよう、できるだけ多くの消費者及び事業者が利用できるようなキャッシュレス決済事業者で構成すること。その場合においても4に定める提案限度額を超えないものとし、キャッシュレス決済事業者ごとに付与上限額は上記(3)を適用する。

6 業務の内容

本業務を受注する者(以下、「受注者」という。)は、事業を実施するために次の業務を行うこととする。

(1) 事務局の設置

契約締結後速やかに、業務全般の総括や発注者との連絡調整窓口を担う、事務局を設置すること。具体的な業務内容は、以下のとおりとする。

- ア 適正かつ確実な業務遂行体制を構築すること。
- イ 全体スケジュールを作成し、発注者に提供するとともに、北本市(以下、「市」という。)と共有すること。また、全体スケジュールを管理し、適切に事業の進捗を図ること。
- ウ 合同実施での参加申請の場合は、複数のキャッシュレス決済事業者において統一的に本事業を行うための調整、管理を行うこと。
- エ 個人情報は、セキュリティの高い場所で管理し、個人情報の流出がないよう体制を整えること。
- オ 契約期間中は、発注者及び市の問い合わせ対応窓口を設置すること。
- カ 発注者、市及び対象キャッシュレス決済事業者との連携を密にすること。
- キ 対象店舗データ、利用金額、ポイント還元額等の管理を行うこと。
- ク 業務に必要な準備を行うこと。

(2) 対象店舗の選定

ア 以下の条件を全て満たす店舗を対象店舗として選定し、対象店舗リストの作成を行い、発注者へ報告すること。なお、リスト作成にあたっては、地域および業種単位で作成するなど、閲覧しやすいように工夫すること。なお、キャッシュレス決済事業者を複数とする場合、事業者ごとのリストを合算し、店舗の重複等の整理を行うこと。また、対象店舗リストにおいて店舗ごとに利用可能なキャッシュレス決済を明示す

ること。

- ①市内に対象店舗となる事業所を有しており、物品、飲食、サービス等を消費者に提供する店舗であること。
- ②対象とするキャッシュレス決済事業者の決済手段を導入していること。
- ③上記6(2)①及び②の店舗のうち、下記の商品及びサービスは対象外とすること。
 - a 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス、水道料等）
 - b 有価証券（商品券、ビール券、宝くじ、図書券等）、切手、印紙、プリペイドカード等の互換性が高いものの購入
 - c 保険適用医療機関での支払い
 - d 鉄道運賃および料金
 - e 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関する支払い
 - f 風俗営業等の規制および業務適正化等の関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する営業に係る支払い
 - g 特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
 - h インターネット販売等、実店舗外での決済
 - i その他、公序良俗および事業趣旨、法令の観点から発注者が適さないと判断するものは含めない。
- イ 必要に応じて、対象店舗の除外や追加を発注者と協議のうえ、行うこと。
- ウ 対象店舗リストの作成にあたり、対象業種であるかなど、疑義が生じた場合は店舗への架電や店舗ホームページ、実地調査等により確認を行うこと。
- エ 対象店舗に対して、本事業の概要を周知するとともに参加の意思確認を行うこと。
- オ 対象店舗の新規開拓を積極的に行い、可能な限り短期間で本事業に参加できるように対応すること。
- カ 対象店舗から要望があった場合、導入支援や導入手続きをについて個別に対応を行うこと。

(3) 決済およびポイント還元

- ア 事業実施期間中に、対象店舗において対象となるキャッシュレス決済を行った利用者に対し、上記5(3)の決済額に対する付与率分のポイントを還元すること。
- イ 受託者はポイント付与状況の進捗管理を行い、事業開始当初3日間のほか、原則として1週間に1回、発注者に対しポイント付与状況及び実績をもとにした1か月間の決済予測値について報告を行うこと。なお、前記にかかるわらず受託者が求めた場合には、速やかに報告を行うとともに、状況に応じ早期終了等を含む適切な処置を行うこと。
- ウ 利用者に対するポイント付与は、事業実施期間終了後、2か月以内に行うこと。
- エ 対象店舗への売上金振込期間を、可能な限り短くすること。

(4) 消費者への事業周知および支援

- ア あらゆる広告媒体を通じて、サービスを利用している消費者又はサービスを利用する可能性がある消費者に対して本事業を周知すること。
- イ 初めてサービスを利用する消費者が本事業を活用できるよう説明会を2日間以上開催し、1日当たり2名以上で設定および操作方法に関する支援を行うこと。その際には消費者の習熟度を高める工夫を受託者で導入すること。なお、説明会の実施時期や内容、会場については別途発注者と協議のうえ決定すること。

(5) 対象店舗等への事業周知および支援

- ア 対象店舗に対して本事業の周知を行うとともに、参加の意思確認を行うこと。
- イ キャッシュレス決済を導入していない非対象店舗に対して、訪問、架電等によりキャッシュレス決済を導入及び本事業への参加を積極的に周知すること。
- ウ 非対象店舗からの要請があった場合、システム導入手続きについて個別に対応を行い、設定および操作方法の支援を行うこと。
- エ 対象店舗、非対象店舗に関わらず、登録希望、新規導入及び各種問合せに対して、誠実かつ迅速に対応できる体制を構築すること。

(6) 広報物の制作および納品

受託者は、対象店舗に配布するポスター、店頭掲示物等の広報物を作成し納品すること。複数のキャッシュレス決済を対象とする場合は、共通の広報物を作成し納品すること。その場合において、店舗ごとの対象キャッシュレス決済について、利用者が分かりやすい工夫をすること。なお、作成にあたっては、次の事項を踏まえデザインや内容については発注者と協議し事前に確認を受けること。

- ア 対象店舗へは、1店舗当たり事業案内書類(1部)、店頭掲示用A3版ポスター(1部)、のぼり旗(1本)、A4版三つ折りリーフレット(50部)、チラシスタンド(1台)を作成すること。
- イ 消費者が、発注者及び市が実施するキャンペーンであることが分かるデザインやキャッシュコピーを使用すること。
- ウ 作成した広報物は、一式セットにして対象店舗に納品すること。
- エ 広報物の校正は2回以上実施すること。
- オ その他、発注者の求めに応じ、事業周知のホームページ、市民向け周知チラシ、事業者向け参加募集チラシ等のデザイン・レイアウト案を提供すること。

(7) 対象店舗および消費者からの問い合わせ対応

- ア 本事業やサービスの利用方法に関する対象店舗および消費者からの問い合わせに対応出来るコールセンターを開設すること。なお、複数のキャッシュレス決済を対象とする場合は、すべての問い合わせに対して対応可能なコールセンターを開設すること。
- イ 開設期間は、事業開始2週間前から事業実施期間終了日(土・日・祝日を含む)ま

での9時から17時までを基本とする。ただし、問合せ数等を考慮し、配置人員、開設時間等を設定すること。

- ウ FAQ等を作成し、対象店舗および消費者からの問い合わせに円滑かつ誠実に対応すること。
- エ コールセンターにて対応不可な事例や折り返し連絡が必要な事例が発生した場合、また、事故が発生した場合は速やかに発注者に連絡すること。
- オ 問い合わせの概要や件数について、発注者の求めに応じ報告すること（土・日曜日、祝日を除く）。

(8) 事業実施結果の分析評価とデータの管理

受託者は、事業実施期間中は週1回の頻度で、及び事業実施期間終了後に、事業実績報告を発注者に対して行うこと。報告内容及びアンケート項目については、発注者との協議のうえ、各キャッシュレス決済事業者における対象店舗数、決済状況、利用者数及び利用回数等可能な限り詳細な集計分析を行うこと。

事業実施期間中は、Word、Excel、PowerPoint、PDF等の電子データ（以下「電子データ」という。）により、事業実施期間終了後は製本1部（簡易製本で可）および電子データにより報告すること。また、本事業の遂行に伴って収集したデータは適正に管理し、情報の取扱いは厳正に行うこと。なお、報告内容については発注者が同意した団体と共有することを認めることとする。

- ア キャッシュレス決済額の累計、ポイント付与予定額又は確定額
- イ 対象店舗数の推移
- ウ サービスの利用者数および利用回数の推移
- エ 対象店舗のサービス稼働状況
- オ 総括、広報記録 ※最終回のみ
- カ 市内でのキャッシュレス決済の更なる促進に向けた方策にかかる考察 ※最終回のみ
- キ 事業の効果検証について、事業者へのアンケート調査等により、報告書を作成すること。なお、アンケートの実施に当たっては、webでの回答を可能とし、また回答率を高めるよう工夫すること。

7 成果物

本業務の成果物については、紙媒体および電子データにより提出すること。なお、グラフや表を活用し、分かりやすいものとなるよう工夫すること。

- (1) ポスター等の広報物 各1部
- (2) 事業実績報告書 1部
- (3) アンケート調査報告書 1部

※いずれも、契約期間終了までに提出すること。

※成果物提出後に不備等が発見された場合は、受託者の責任において訂正すること。

8 業務の中止

- (1) 発注者は、事業実施期間中に天災、疫病（新型コロナウイルス感染症を含む）、その他の不可抗力等により必要があると認めるときは、あらかじめ受注者に通知したうえで業務の全部又は一部の履行を中止又は延期させることができる。
- (2) 発注者は、前項の規定により業務の履行を中止又は延期させた場合において、必要があると認められるときは、受注者との協議のうえ事業実施期間および契約金額を変更することができる。

9 契約金額の支払い

業務終了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき30日以内に支払いを行うこと。

10 業務の一括再委託の禁止

- (1) 受注者は、業務の処理を一括して他人に委託又は請け負わせてはならない。ただし、一部の業務、かつ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。
- (2) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方と契約関係を明確にするとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の基に業務を実施すること。

11 個人情報の保護

事業を行うにあたり個人情報を取り扱うときは、受注者が保有する個人情報保護に関する規定を遵守し、併せて個人情報保護法による個人情報取扱い事業者に関する規定を遵守すること。

12 管轄裁判所

この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

13 その他

- (1) 対象店舗および消費者に対し、禁止事項を明示し周知徹底に努めること。また、それに反した行為に対する措置を予め示し、事業が目的および趣旨に反するものにならないようにすること。
- (2) 受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終

了し、又は解除された後においても同様とする。

- (3) 受注者は、発注者の許可なく業務に係る内容等を公表、譲渡、貸与、もしくは使用させてはならない。
- (4) 契約の履行状況に瑕疵があると発注者が判断した場合は、受注者に対してその内容について監査の要求を行うことができるものとする。受注者は、原則監査に応じること。
- (5) 業務完了後に受注者の過失または疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者の指示に従い必要な作業を受注者の負担で行うこと。
- (6) 契約書や本仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、発注者と受注者双方が協議して決定すること。
- (7) 受注者は、常に発注者と密接な連携を図り、効率的進行に努めること。
- (8) 本業務における経緯、資料等はすべて明確にしておくこと。
- (9) 複数のキャッシュレス決済事業者が、合同で実施する団体を結成して申請する場合は、以下の要件も満たさなければならない。
 - ア 構成員は、合同実施の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - イ 構成員は、合同実施に参加することを許可したことを示す委任状を代表構成員に提出すること。
 - ウ 参加申請以後における、代表者および構成員の変更は原則として認めない。
 - エ 単独で参加した事業者は、合同実施の構成員となることはできない。
 - オ 各構成員は、複数の合同実施の構成員となることはできない。

14 関係法令等の順守

- (1) 関係法令等を順守し、法令の趣旨に沿って業務を実施すること。
- (2) 受注者は、個人情報の保護に関する法律等を順守すること。
- (3) 受注者は、本業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、再受注者に対して、特記事項を順守させなければならない。また、再受注者を選定する際は、地域経済の活性化と底上げのため、可能な限り市内業者とすること。
- (4) 受注者は対象店舗と連携し、新型コロナウィルス感染症拡大防止の観点から、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく国・埼玉県の要請に従うこと。

年 月 日

北本市商工会 あて

北本市キャッシュレス型消費活性化事業業務
合同実施参加における届出書兼委任状

団体名称	
代表者名	
所在地	
商号又は名称	
代表者職氏名	印
参加者名 1	
所在地	
商号又は名称	
代表者職氏名	印
参加者名 2	
所在地	
商号又は名称	
代表者職氏名	印
参加者名 3	
所在地	
商号又は名称	
代表者職氏名	印

北本市キャッシュレス型消費活性化事業業務の公募型プロポーザルに参加するため、以上のとおり合同実施の集団を結成し、以下の権限を代表者に委任します。なお、代表者は各参加者を取りまとめ、公募型プロポーザル参加にかかる一切の責任を負うとともに、受託者に選定された場合は、業務の遂行及びこれに伴い当合同団体が負担する債務の履行に関し、一切の責任を負うものとします。

(委任事項)

1 公募型プロポーザルの参加申請に関する事項

2 その他応募に必要な事項

※本届出書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできません。

※合同団体の構成者の数が4者を超える場合は、本様式に準じて様式を作成のこと。